

事 務 連 絡

令和3年1月15日

各自主防犯活動団体 代表者 様

市民生活安全課長

緊急事態宣言に伴う自主防犯活動について（お願い）

日頃、防犯のまちづくりの推進に関し、格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御存知のとおり、令和3年1月8日、埼玉県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、緊急事態宣言が発令されている間、下記のとおり自主防犯活動の自粛も含めた検討をしていただくようお願いします。

なお、特段の事情によりパトロールを実施する場合には、いわゆる3密にあたらないようにすることや、帰宅時の手洗い、うがいなどを徹底するのなど、細心の注意を払い、実施していただきますようお願いいたします。

記

- 自主防犯活動を行うにあたり、最も大切なのは「自らの身を守ること」です。
まずは健康に留意し、活動の自粛を検討してください。
- 特段の事情によりパトロールをしていただく際には、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件に当てはまるような活動は避けてください。
例 ・ 密集しての打ち合わせやパトロール
・ 複数人同乗による車両での青色防犯パトロール など
- 日常生活においては、手洗い、うがい、咳エチケットを徹底してください。

担 当 市民生活安全課
交通防犯係 伊藤、加藤
連絡先 048-829-1219
FAX 048-829-1969